

富士吉田市長 堀内 茂

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

令和6年度富士吉田市住民税非課税世帯支援給付金申請書兼請求書
(1世帯3万円・こども1人当たり2万円加算)

令和6年度富士吉田市住民税非課税世帯支援給付金について、世帯全員が住民税非課税者で構成されている世帯は、この申請書に必要な書類を添えて提出することにより、受給できます。

以下の内容を確認して、**令和7年5月30日(金)(消印有効)**までに、この申請書を提出してください**(期限を過ぎた場合は支給できません。)**。

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金申請書兼請求書
(申請を必要とする世帯の場合)

市区町村
受付印

支給市区町村(※基準日時点の市区町村)
富士吉田市 長殿

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
			〒
			電話番号 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

	(フリガナ) 氏 名	申請者 との 続柄	性別	生 年 月 日	現住所と令和6年 1月1日時点の住所 と異なる	異なる場合には 令和6年1月1日時点の 住所を記載	令和6年度 住民税課税状況
1	(申請者)	本人			☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告
2					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告
3					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告
4					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告
5					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告
6					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告
7					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告
8					☐ 同一 ☐ 異なる		☐ 課税されている ☐ 課税されていない ☐ 未申告

裏面も必ずご確認ください

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者(世帯主)の口座とします。)※長期間入金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類と本人確認書類の写しを添付してください。

【受取口座記入欄】(通帳をコピーする場合は、見開き部全体をコピーしてください)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(フリガナ)
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者(世帯主)」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	店番号	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入ください。	1			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取りが出来ない方は、富士吉田市役所福祉課(電話0555-22-1111 内線161・113・162)にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

☐ 以下の誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する給付金(以下「給付金という。」)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月13日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑧ 他市区町村で、給付金を受給済ではありません。受給していた場合には、給付金を返還します。
- ⑨ こども加算の対象世帯となった場合には、本申請書の提出をもって受給します。
※令和6年12月14日以降に新たに出生したこどもがいる場合には、別途申請をします。

提出書類

- ☐ 1 令和6年度住民税非課税世帯支援給付金申請書兼請求書
(申請を必要とする世帯の場合)(本書) ※必要事項をご記入ください。
- ☐ 2 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、在留カード、障害者手帳等(顔写真付き)の写し1点又は顔写真のないもの(資格確認書、介護保険証、診察券等)2点の写しをご用意ください。
- ☐ 3 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 4 令和6年度住民税の課税状況が非課税であるとわかる証明書(下記の●に該当する方のみ)
※令和6年度住民税非課税証明書(令和6年1月1日時点でお住いの市町村で発行できます。)
●「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方(全員分)
●「令和6年度住民税均等割課税状況」欄が「未申告」に該当する方(生年月日が平成18年4月2日以降の方を除く全員分)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者(世帯主)氏名